

東三河広域連合高齢者疑似体験セット貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）が所有する高齢者疑似体験セット（以下「体験セット」という。）貸出事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、広域連合内で体験セットを活用し、高齢者の身体的機能変化や心理的变化を体験し、高齢者への理解を深める機会を創出することを目的とする。

(対象)

第3条 貸出の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 広域連合構成市町村内に在住、在勤する者

(2) 広域連合構成市町村内に所在する法人、学校その他の団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

(1) その使用の目的が営利活動、宗教活動又は政治活動である場合

(2) 東三河広域連合が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する要綱に該当する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、体験セットを不適切に使用されるおそれがある場合

(貸出及び返却方法)

第4条 体験セットの貸出及び返却は、原則として広域連合介護保険課（以下「介護保険課」という。）で行う。ただし、介護保険課への来庁が困難である場合は、郵送等による貸出及び返却を行う。

(貸出期間)

第5条 体験セットの貸出期間は、貸出開始の日から起算して7日以内とする。

2 郵送等により体験セットの貸出及び返却を行う場合は、貸出開始の日までに申請住所へ到着するように送付し、返却予定の日までに介護保険課へ到着するように返送するものとする。

(費用)

第6条 体験セットの貸出は、無料とする。ただし、体験セットの貸出に伴う郵送等の費用が発生した場合には、申請者が実費負担する。

(申請)

第7条 体験セットの貸出を受けようとする者は、貸出開始の日から起算して2週間前までに高齢者疑似体験セット貸出申請書（様式第1号）により広域連合長に申請しなければならない。

(決定)

第8条 広域連合長は、前条に規定する申請があった場合は、貸出の可否を速やかに決定し、高齢者疑似体験セット貸出承認・不承認通知書（様式第2号）を当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 体験セットの貸出を受けた者（以下「借受者」という。）は、借り受けた体験セットを常に良好な状態で管理するとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 体験セットを適切かつ安全に使用すること。なお、使用に係るけがや事故等については、広域連合は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 体験セットを処分し、又は申請した使用内容以外に使用しないこと。
- (3) 体験セットを転貸し、又は譲渡しないこと。

(返却)

第10条 借受者は、返却予定の日までに介護保険課へ体験セットを返却し、高齢者疑似体験セット使用実績報告書（様式第3号）を広域連合長に提出するものとする。

(損害賠償の義務)

第11条 借受者は、その責めに帰すべき理由により、体験セットを紛失し、又は棄損したときは、高齢者疑似体験セット亡失・損傷報告書（様式第4号）を速やかに広域連合長に提出するとともに、体験セットを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

(返還等)

第12条 広域連合長は、貸出期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者疑似体験セット貸出取消・変更書（様式第5号）により貸出を変更し、又は取り消して体験セットを返還させることができる。なお、広域連合は、承認を取り消したことにより生じる損害について、賠償責任を一切負わないものとする。

- (1) 借受者が体験セットを必要としなくなったとき
- (2) 広域連合長が特に必要があると認めたとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

高齢者疑似体験セット貸出申請書

東三河広域連合長 様

申請者 所在地 〒
団体名
代表者氏名

東三河広域連合高齢者疑似体験セット貸出事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。また、申請にあたり定められた事項を遵守します。使用において発生した損失について、貴広域連合に補償等の要求はしません。

記

高齢者 疑似体験セット	大人用(全身装備版)		セット
	大人用(半身装備版)		セット
	子供用(半身装備版)		セット
行事名		使用場所 (施設名等)	
使用内容			
使用日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで		
利用予定者 (予定人数)	(人)	貸出方法希望 (希望する方へ○する)	窓口・送付 貸出返却
貸出期間	(貸出開始日) (返却予定日) 年 月 日() ~ 年 月 日()		
連絡先	担当者氏名	※代表者と同じ場合は記入不要	
	電話	()	
備考			

＜遵守事項＞

- 1. 高齢者への理解を深める機会を創出する目的に使用すること。
- 2. 適切かつ安全に使用し、処分、譲渡及び転貸しないこと。
- 3. 窓口貸出返却を希望する場合は、申請者が広域連合の窓口で開庁日の執務時間内に行うこととし、送付貸出返却を希望する場合は、郵送等の費用を申請者が負担すること。
- 4. 紛失又は汚損、破損したときは、速やかに報告書を提出し、協議のうえ申請者の責任と費用負担により原状回復すること。
- 5. 使用にかかわるけがや事故等について、広域連合は一切の責任を負わない

事務局記載欄

確認項目	☐ 住所/所在地 ☐ 本人確認(マイナンバーカード/ 運転免許証 / 住民基本台帳カード /その他:)	確認者
確認結果	☐ 該当 ☐ 非該当	

年 月 日

高齢者疑似体験セット貸出承認・不承認通知書

様

東三河広域連合長

年 月 日付で申請のありました高齢者疑似体験セットの貸出しについて、つぎのとおり承認(不承認)します。

承認	不承認	不承認の理由
----	-----	--------

高齢者 疑似体験セット	大人用(全身装備版)	セット
	大人用(半身装備版)	セット
	子供用(半身装備版)	セット
行事名		
使用日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	
使用場所 (施設名等)		貸出方法
貸出期間	(貸出開始日) (返却予定日) 年 月 日() ~ 年 月 日()	
備考		

<遵守事項>

1. 高齢者疑似体験セット貸出事業実施要綱を遵守すること。
2. 返却時は、使用実績報告書(様式第3号)を提出するとともに、点検・確認を受けること。
3. 高齢者への理解を深める機会を創出する目的に使用すること。
4. 適切かつ安全に使用し、処分、譲渡及び転貸しないこと。
5. 窓口貸出返却を希望する場合は、申請者が広域連合の窓口で開庁日の執務時間内に行うこととし、送付貸出返却を希望する場合は、郵送等の費用を申請者が負担すること。
6. 紛失又は汚損、破損したときは、速やかに報告書を提出し、協議のうえ申請者の責任と費用負担により原状回復すること。
7. 使用にかかるけがや事故等について、広域連合は一切の責任を負わない。

年 月 日

高齢者疑似体験セット使用実績報告書

東三河広域連合長 様

申請者 所在地 〒
団体名
代表者氏名

年 月 日付で借用した高齢者疑似体験セットの使用について、下記のとおり報告します。

記

行事名		
利用者数 (参加者数)	人 (人)	
使用期間	年 月 日() ~ 年 月 日()	
返却数	大人用 (全身装備版)	セット
	大人用 (半身装備版)	セット
	子供用 (半身装備版)	セット

年 月 日

高齢者疑似体験セット亡失・損傷報告書

東三河広域連合長 様

申請者 所在地 〒
団体名
代表者氏名

高齢者疑似体験セットの亡失・損傷について、下記のとおり報告します。

記

行事名		
貸出期間	年 月 日() ~ 年 月 日()	
亡失・損傷数	大人用(全身装備版)	セット
	大人用(半身装備版)	セット
	子供用(半身装備版)	セット
亡失・損傷に至った 経緯		

年 月 日

高齢者疑似体験セット貸出取消・変更書

様

東三河広域連合長

年 月 日付で決定をしました高齢者疑似体験セットの貸出について、つぎのとおり取消(変更)します。

1. 取消

(取消の理由)

--

2. 変更

	変更前		変更後	
体験セット 貸出数	大人用 (全身装備版)	セット	大人用 (全身装備版)	セット
	大人用 (半身装備版)	セット	大人用 (半身装備版)	セット
	子供用 (半身装備版)	セット	子供用 (半身装備版)	セット
貸出期間	年 月 日() ～ 年 月 日()		年 月 日() ～ 年 月 日()	
貸出方法	窓口・送付 貸出返却		窓口・送付 貸出返却	

備 考	
-----	--